

令和6年分

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済年金や老齢厚生年金等を受給されている方へ

令和6年中にお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）を、**令和7年1月8日(水)から20日(月)にかけて圧着式の「はがき」で順次発送します。**

この源泉徴収票は、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

支払を受ける者	住所又は居所 102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇	(受給者番号) 1234*****
フリガナ 氏名	ネンキン タロウ 年金 太郎	生年月日 明治 大正 令和 23 年 12 月 5 日
区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	1,753	212
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		3,277
所得税法第203条の3第7号適用分		
源泉控除対象配偶者 フリガナ 氏名	源泉控除対象扶養親族 フリガナ 氏名	社会保険料の額
ネンキン ハナコ		
法人番号 2010005002559	所在地 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎	名称 国家公務員共済組合連合会

住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された介護保険料、後期高齢者医療保険料および国民健康保険料の年間徴収額が「社会保険料の額」として表示されます。

※源泉徴収時所得税減税控除済額 8,116円、控除外額 51,884円

定額減税により所得税の減税が実施された方は「定額減税の内訳」を表示しています。なお、控除外額は控除しきれなかった額です。(定額減税については、下記の「定額減税について」をご覧ください。また、控除しきれなかった額のお取り扱いについては、お住いの市区町村にお問い合わせください。)

●源泉徴収票の区分について

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	64歳までの特別支給の退職共済年金、昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受給されている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受給されている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号～第6号に該当しない方

<年金から「個人住民税および森林環境税」が特別徴収されている方へ>

個人住民税および森林環境税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載していません。

定額減税について

- 令和6年6月以降に支払われた令和6年分の年金から源泉徴収される所得税については、受給者本人および扶養親族1人につき3万円(減税額)を控除する減税が実施されています。
- 令和6年中に扶養親族の異動等があった方は、確定申告により最終的な減税額との精算がされます。確定申告を行う必要があるかは最寄りの税務署にお問い合わせください。